

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和4年第2回定例会提出予定議案の説明

(1) 議案第3号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第3号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和4年2月9日

健康福祉局

議案第 3 号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定 について

1 改正理由

民間活用（川崎版 P P P）推進方針（令和 2 年 3 月策定）に基づき、民間活用事業に応募する民間事業者の提案の審査や事業化後の評価を実施するにあたり、公正性、透明性、客観性の確保の観点から、学識経験者の意見を踏まえて手続きを進める必要があり、民間事業者の選定等に関して調査審議を行う民間活用事業者選定評価委員会を設置するため。

2 設置する附属機関

- (1) 名 称 川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会
- (2) 所 掌 事 務 健康福祉局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。
- (3) 組 織 学識経験者 10 人以内の委員で構成
- (4) 委員の任期 2 年

3 廃止する附属機関

- (1) 附属機関を整理統合することに伴い廃止するもの
 - ア 川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会
 - イ 川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会
- (2) 所掌事務の目的が達成されたことに伴い廃止するもの
 - ア 川崎市高齢者外出支援乗車事業利用管理システム等構築事業者選定委員会

4 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎市附属機関設置条例 平成27年3月23日条例第1号 第1条～第9条 (略) 別表第1 (第2条～第5条関係) 市長の附属機関					○川崎市附属機関設置条例 平成27年3月23日条例第1号 第1条～第9条 (略) 別表第1 (第2条～第5条関係) 市長の附属機関				
附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期	附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期
(略)					(略)				
川崎市健康 福祉局民間 活用事業者 選定評価委 員会	健康福祉局が所管する事務 における民間事業者の活力 を活用した手法の導入の適 否並びに民間事業者の選定 及び評価に関して調査審議 すること。	10人 以内	学識経験者	2年	川崎市健康 福祉局指定 管理者選定 評価委員会	健康福祉局が所管する公の 施設における指定管理者制 度の導入の適否並びに指定 管理者の選定及び評価に関 して調査審議すること。	8人 以内	学識経験者	2年
(削除)					川崎市健康 福祉関係施 設整備事業 者選定委員 会	健康福祉局の所管する事務 に関する施設の設置、運営 等によって公共的なサービ スを提供する民間事業者の 選定 (川崎市健康福祉局指 定管理者選定評価委員会の 所掌事務に属するものを除 く。) に関して調査審議す ること。	5人 以内	学識経験者	2年
川崎市福祉 サービス第	高齢者、障害者及び障害児 並びに児童に対する福祉サ	5人 以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の	2年	川崎市福祉 サービス第	高齢者、障害者及び障害児 並びに児童に対する福祉サ	5人 以内	(1) 学識経験 者	2年

改正後					改正前				
三者評価事業推進委員会	一ビスの第三者による評価の手法、基準その他当該評価の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。		役職員		三者評価事業推進委員会	一ビスの第三者による評価の手法、基準その他当該評価の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。		(2) 関係団体の役職員	
川崎市福祉有償運送運営協議会	福祉有償運送の必要性、安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置並びに旅客から収受する対価に関して調査審議すること。	15人以内	(1) 関係団体の役職員 (2) 市民 (3) 関係行政機関の職員 (4) 市職員	2年	川崎市福祉有償運送運営協議会	福祉有償運送の必要性、安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置並びに旅客から収受する対価に関して調査審議すること。	15人以内	(1) 関係団体の役職員 (2) 市民 (3) 関係行政機関の職員 (4) 市職員	2年
<u>(削除)</u>					<u>川崎市高齢者外出支援乗車事業に係る利用管理システム等構築を行う民間事業者の選定に関して調査審議すること。</u>		<u>6人以内</u>	<u>(1) 学識経験者</u> <u>(2) 市職員</u>	<u>委嘱され、又は任命された日から令和4年3月31日まで</u>
川崎市感染症対策協議会	感染症の発生の予防及びまん延の防止のために必要な措置に関して調査審議すること。	26人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員 (3) 市職員	2年	川崎市感染症対策協議会	感染症の発生の予防及びまん延の防止のために必要な措置に関して調査審議すること。	26人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員	2年

改正後					改正前				
川崎市医療安全相談センター運営協議会	川崎市医療安全相談センターの活動の方針及び相談の事例に関して調査審議すること。	9人以内	学識経験者	2年	川崎市医療安全相談センター運営協議会	川崎市医療安全相談センターの活動の方針及び相談の事例に関して調査審議すること。	9人以内	学識経験者	2年
川崎市精度管理専門委員会	衛生検査所への立入検査及び精度管理の指導に関する事項その他検査精度の向上のために必要な事項に関して調査審議すること。	6人以内	学識経験者	2年	川崎市精度管理専門委員会	衛生検査所への立入検査及び精度管理の指導に関する事項その他検査精度の向上のために必要な事項に関して調査審議すること。	6人以内	学識経験者	2年
川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会	心身障害者福祉事業基金から生ずる収益により助成する事業の選定、当該基金に対する市民の理解及び協力の促進その他当該基金の適正な運営の確保のために必要な事項に関して調査審議すること。	6人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員	2年	川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会	心身障害者福祉事業基金から生ずる収益により助成する事業の選定、当該基金に対する市民の理解及び協力の促進その他当該基金の適正な運営の確保のために必要な事項に関して調査審議すること。	6人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員	2年
川崎市まちづくり局民間活用事業者選定評価委員会	まちづくり局が所管する事務における民間事業者の活用した手法の導入の適否並びに民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年	(新設)				
(略)					(略)				